湖西市規則第37号

湖西市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年10月16日

湖西市長　田内浩之

湖西市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

湖西市印鑑条例施行規則（昭和51年湖西市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

5　現に印鑑登録を受けている者から新しい印鑑による登録の申請があった場合であって、当該申請のあった日に現に登録している印鑑に係る印鑑登録証明書の交付を行っているときには、当該印鑑登録証明書を回収した上で新しい印鑑による登録をするものとする。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

第11条第1項第2号及び第3号を削り、同項第4号中「様式第4号」を「様式第2号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第5号から第7号までを削り、同項第8号中「様式第8号」を「様式第3号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第9号を削り、同条に次の1項を加える。

3　この規則に定めるもののほか、条例の施行に関する帳票の様式は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令第五号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和8年総務省令第33号）第5条の別記様式の例によるものとする。

第11条を第10条とする。

様式第2号及び様式第3号を削り、様式第4号を様式第2号とする。

様式第5号から様式第7号までを削り、様式第8号を様式第3号とし、様式第9号を削る。

附　則

この規則は、令和8年11月24日から施行する。